

2023年2月7日

人口減少社会における労働問題を考える

関西外国語大学外国語学部教授
和歌山県労働委員会公益委員
小嶋典明

1 はじめに——人口からみた世界と日本

- 世界の人口は 80 億人 **画面 1**
- インドの人口が中国を上回る
- 人口 1 億人以上の国は現在 14 か国、低下を続ける日本の順位（現在 11 位）
- 欧米との比較（欧州に人口 1 億人以上の国はない、独の人口は 8000 万人台、英仏伊は 6000 万人台、米国の人口は 3 億 3400 万人）

2 人口減少社会とは——急速に進む少子高齢化

①-1 人口動態統計（厚生労働省）からわかること——2021 年（確定数） **画面 2**

- 出生数は過去最少 81 万 1622 人
（2020 年の 84 万 0835 人から 2 万 9213 人減少）
- 合計特殊出生率は低下 1.30
（2020 年の 1.33 から 0.03 ポイント低下）
- 死亡数は増加し戦後最多 143 万 9856 人
（2020 年の 137 万 2755 人から 6 万 7101 人増加）
- 自然増減数は 15 年連続減少 ▲62 万 8234 人
（2020 年の ▲53 万 1920 人から 9 万 6314 人減少）
- 婚姻件数は戦後最少 50 万 1138 組
（2020 年の 52 万 5507 組から 2 万 4369 組減少）
- 離婚件数は減少 18 万 4384 組
（2020 年の 19 万 3253 組から 8869 組減少）

Q 1 日本の人口が自然減に転じた（死亡数が出生数を上回った）のはいつか？

①-2 人口動態統計月報（概数）（厚生労働省）からわかること——2021 年（年計）

- 死亡者（143 万 9809 人）の 86.4%（124 万 4650 人）は、70 歳以上 **画面 3**
- ※ 高齢者の死亡率が高いのは、新型コロナウイルス感染症に限らない

②-1 人口推計（総務省統計局）からわかること——2021年10月1日現在 画面4

- 総人口は64万4千人の減少、減少幅は比較可能な1950年以降過去最大
日本人人口は減少幅が10年連続で拡大
 - ・ 総人口は1億2550万2千人、前年に比べ64万4千人（0.51%）の減少
減少幅は比較可能な1950年以降過去最大
 - ・ 日本人人口は1億2278万人、前年に比べ61万8千人（0.50%）の減少
10年連続で減少幅が拡大
- 15年連続の自然減少、減少幅は拡大
 - ・ 自然増減は60万9千人の減少、15年連続の自然減少、減少幅は拡大
 - ・ 男女別にみると、男性は31万4千人の減少、女性は29万4千人の減少
男性は17年連続、女性は13年連続の自然減少
- 日本人は3年ぶりの社会減少、外国人は9年ぶりの社会減少
 - ・ 社会増減は3万5千人の減少、9年ぶりの減少
 - ・ 日本人・外国人の別にみると、日本人は7千人の減少、3年ぶりの社会減少
外国人は2万8千人の減少、9年ぶりの社会減少

Q2 日本の人口が1億人（1億1千万人、1億2千万人）を超えたのはいつか？

※ 1950年（昭和25年）と2020年（2020年）の比較

- ・ 総人口は1.5倍に
- ・ 年少人口（15歳未満）は半減
- ・ 生産年齢人口（15歳以上64歳以下）は1.5倍（ピーク時の0.86倍）に
- ・ 高齢人口（65歳以上）は9倍（うち75歳以上は18倍）に

※ 日本は老年化指数（65歳以上人口／15歳未満人口×100）が200を超える（245.0）
唯一の国（イタリア：182.6、ドイツ：159.2、アメリカ：86.1）

②-2 人口推計（総務省統計局）からわかること——2023年1月報 画面5

- 2023年1月1日現在（概算値）
＜総人口＞ 1億2477万人、前年同月に比べ減少 ▲53万人（▲0.43%）
- 2022年8月1日現在（確定値）
＜総人口＞ 1億2508万2千人、前年同月に比べ減少 ▲55万1千人（▲0.44%）
 - ・ 15歳未満人口は1456万3千人、前年同月に比べ減少 ▲26万6千人（▲1.79%）
 - ・ 15～64歳人口は7426万3千人、前年同月に比べ減少 ▲35万2千人（▲0.47%）
 - ・ 65歳以上人口は3625万6千人、前年同月に比べ増加 6万7千人（0.19%）
＜日本人人口＞ 1億2223万8千人、前年同月に比べ減少 ▲66万人（▲0.54%）
- ※ 日本人人口は2年間で100万人以上減少
2016年までは1億2500万人台、2017年・2018年は1億2400万人台
2019年・2020年は1億2300万人台

3 閑話休題 平均余命と平均寿命——2021年簡易生命表（厚生労働省）

画面6

- 平均寿命とはゼロ歳児の平均余命を指す
70歳男性の平均余命は15.96年、女性は20.31年
- 男性の75歳（90歳）生存率は76.0%（27.5%）、女性は88.3%（52.0%）
- 男性の平均寿命は81.47年、2020年の81.56年を0.09年下回る
- 女性の平均寿命は87.57年、2020年の87.71年を0.14年下回る
- 前年を下回ったのは男女とも10年ぶり、平均寿命自体は過去2番目に高い水準
- 男性の平均寿命が80歳を超えたのは2015年、女性は昭和1985年
- 平均寿命の国際比較（韓国（2020年）を除き、2021年）

男 性			女 性		
第1位	ス イ ス	81.60年	第1位	日 本	87.57年
第2位	ノルウェー	81.59年	第2位	韓 国	86.50年
第3位	日 本	81.47年	第3位	シンガポール	85.90年

4 少子高齢化の社会に対する影響

③ 労働力調査（総務省統計局／基本集計）からわかること

A 10年前の観察（小嶋 [2014] 70頁以下）——2013年まで

- 常用雇用者の比率は今が最高、女性にみる家族従業者比率の急減
- 非正社員の1割にも満たない派遣社員
- 非正規雇用の増加は、9割以上が高齢化で説明できる（就業構造基本調査（総務省統計局）による）

B 8年前の観察（小嶋 [2015] 207頁以下）——2014年度平均

- 労働力人口の構成（非正規の内訳等）
 - ・ かつて男性6対女性4（3対2）といわれた雇用者の割合は、男性4対女性3（3161万人対2447万人）に変化。さらに、役員を除く雇用者の割合は、男性5対女性4（2900万人対2362万人）となる。
 - ・ 非正規の職員・従業員は、男性631万人対女性1333万人と、女性が全体（1964万人）の3分の2以上（67.9%）を占める。
 - ・ 非正規＝有期ではない。有期雇用は非正規雇用よりも約460万人少ない。
 - ・ 女性の非正規率（非正規／役員を除く雇用者）は5割をかなり上回る（56.4%）ものの、有期雇用率（有期雇用／役員を除く雇用者）は4割を下回る（38.8%）。このように、女性の方が非正規と有期の差（約420万人）は大きい。
 - ・ 役員を除く雇用者に占める派遣のシェアは2%台（男女計2.3%、男性1.7%、女性3.0%）にとどまる。非正規全体でみても6.1%を占めるにすぎない。

- 雇用者の構成（正規・非正規と無期・有期の関係等）
 - ・ 有期だが正規という者は 130 万人、男性が約 3 分の 2（87 万人）を占める。
 - ・ 非正規だが無期という者は 588 万人、女性が 8 割弱（459 万人）を占める。その 6 割（278 万人）は主婦、主婦パートがその大半（245 万人）を占める。
 - ・ 843 万人を数える女性パートが非正規の主役。うち、主婦が 583 万人（69.2%）、無期雇用が 360 万人（42.7%）を占める。
- 雇用者の年齢別構成
 - ・ 男女計では 15～19 歳の若年層を除き、59 歳までの年齢層では正規が非正規を上回る。60 歳以上になると、その関係が逆転。25 歳以降 59 歳までは正規が非正規を大幅に上回る男性についても、これと同じことがいえる。
 - ・ 非正規（1964 万人）の 4 人に 1 人（491 人）は 60 歳以上。男性の場合、その割合が 4 割強（41%）にまで上昇。60 歳以上では、契約社員や嘱託が多いのも女性にはみられない男性の特徴。

C 4 年前の観察（小嶋 [2020] 15 頁以下）——2018 年 9 月／コロナ禍前の状況

堅調に推移する労働市場

2018 年 9 月の総務省『労働力調査（基本集計）』のポイントは以下のとおり。

- ・ 就業者数は 6715 万人。前年同月に比べ 119 万人の増加。69 か月連続の増加。
- ・ 雇用者数は 5966 万人。前年同月に比べ 100 万人の増加。69 か月連続の増加。
- ・ 完全失業者数は 162 万人。前年同月に比べ 28 万人の減少。100 か月連続の減少（注：以上、原数値による）。
- ・ 完全失業率（季節調整値）は 2.3%。前月に比べ 0.1 ポイント低下。

『労働力調査（詳細集計）』2018 年 7～9 月期平均の結果概要は以下のとおり。

- ・ 役員を除く雇用者 5618 万人のうち、正規の職員・従業員は、前年同期に比べ 65 万人増加し、3500 万人。非正規の職員・従業員は 68 万人増加し、2118 万人。
- ・ 失業者 186 万人のうち、失業期間が『1 年以上』の者は 50 万人（注：前年同期比 20 万人減少）。

リーマン・ショックから 10 年。完全失業率が 5.5%を記録した 2009 年 7 月と、2018 年 9 月の季節調整値を比較すると、次のようになる。

- ・ 就業者数は 378 万人（男性 73 万人、女性 305 万人）増加。
- ・ 雇用者数は 454 万人（男性 99 万人、女性 354 万人）増加。
- ・ 完全失業者数は 204 万人減少。完全失業率は 3.2 ポイント低下。

ここまで就業者数が増えると、労働力人口が増加に転じたとしても不思議ではない。従来は、1997 年 6 月に就業者数（6584 万人）、労働力人口（6811 万人）ともにピークを記録したとされていたが、2018 年に入って、この記録が塗り替えられることになる。

具体的には、2018年2月に、過去最高となる就業者数（6694万人）および労働力人口（6867万人）を記録。同年9月においても、これに近い水準（就業者数は6665万人、労働力人口は6825万人）を維持するものとなっている（以上、季節調整値による）。

ただし、こうした現状は、もっぱら女性の就業者数（なかでも雇用者数）や労働力人口の伸びによってもたらされたものであって、男性については、1997年当時の数値をいずれの指標においても、現在なお下回っている。

つまり、1997年6月と2018年9月の数値（季節調整値）を比較対照すると、男女間には、次のような顕著な差違がみられる。

	男 性	女 性
労働力人口	233万人減	245万人増
就業者数	193万人減	274万人増
雇用者数	15万人減	549万人増

この間、男性の非労働力人口は415万人増加したのに対して、女性の非労働力人口は11万人の増加にとどまっている。

2018年8月の『労働力調査（基本集計）』では、女性についても、生産年齢人口（15～64歳）に占める就業者の割合が初めて70.0%を記録。同年9月にはそれをさらに0.3ポイント上回る70.3%のレコードを残す（男性は84.1%（2018年9月時点）。以上、原数値をもとに算出）。

女性の場合、統計にいう『役員を除く雇用者』に占める『非正規の職員・従業員』の割合（非正規率）が、男性に比べ格段に高い。例えば、2018年9月の『労働力調査（基本集計）』では、男性の非正規率が22.6%であるのに対し、女性の非正規率は倍以上の55.9%となっている。

しかし、2013年から2017年までの4年間における推移でみると、『正規の職員・従業員』の増加数という点では、女性（84万人）が男性（37万人）を大きく上回っている。

ただ、『非正規の職員・従業員』の増加数がこれと匹敵する規模のもの（男性36万人、女性90万人）であったため、非正規率には、この間ほとんど変化はみられなかった（男性0.7ポイント増、女性0.3ポイント減）。

止められない少子高齢化

統計は、過去の事実がどうであるかを語るものでしかない。直近のデータがいかに良好なものであっても、その延長で将来を考えるのは、誤りというほかない。

総務省『人口推計（2017年10月1日現在）』によれば、2011年以降、わが国の総人口は7年連続で減少。対象を日本人に限ると、人口の減少幅も7年連続で拡大を続けた計算になる。

その背景には、いうまでもなく少子高齢化の急速な進展がある。2016年から17年の1年間だけをとっても、年少人口（15歳未満）は19万人減少する一方で、老年人口（65歳以上）は56万人も増加している。他方、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の減少数は、老年人口の増加数をさらに上回る60万人を数える。

前述したように6年近くの間、就業者数や雇用者数の増加が続いているとはいえ、それはあくまでこれまではそうであったという話にすぎない。このままでは、就業者数等も近い将来、再び減少に転じることは避け難い状況にある。

安倍晋三内閣が、法改正（出入国管理及び難民認定法等の改正）までして、外国人労働者の大幅な受入れ拡大に踏み切ろうとしているのも、当座の人手不足の解消だけでなく、こうした将来予測を当然その前提としている。

また、高齢化は、わが国の社会保障給付費を急増させる要因ともなった。

『日本が社会保障のため出しているおカネの総額は、世界五大軍事大国（注：米国、中国、ロシア、サウジアラビア、フランス）の軍事予算の総合計に、ほとんど匹敵している』。谷口智彦著『安倍晋三の真実』（悟空出版、2018年）194頁はこのようにいうが、米ドルに換算すると、ともに1兆100億ドル前後となる。

内閣府『2018年版 高齢社会白書』によると、社会保障給付費のなかで高齢者関係の給付費（注：年金保険給付費や高齢者医療給付費、老人福祉サービス給付費等）は、全体の7割近く（2015年度、67.6%）を占める。

以上のほか、小畠 [2020] 329頁以下「労働力調査を読み解く——イメージとは異なる実像」を併せ参照

D 現状——2022年平均（2023年1月31日公表）

画面7

- 就業者数は2019年の6750万人に次ぐ6723万人（女性は過去最多の3024万人）、うち65歳以上は912万人（男性538万人 [全就業者の14.5%]、女性375万人 [12.4%]）ともに過去最多）
- 男女計の就業率は15～24歳層を除き、すべての年齢階級で過去10年間アップを続ける、65～69歳でも前年に続き5割を超える（15～64歳の女性72.4%）
- 雇用者は過去最多の6041万人に（2019年の6028万人を上回る／男性は2019年の3295万人をピークに減少、2022年は3276万人に／女性の2765万人は過去最多）
- 就業者に占める雇用者の割合（雇用者比率）は男性88.6%、女性91.4%（2016年に90%を上回る）
- 男女比は、雇用者では54対46、役員を除く雇用者では53対47に
- 正規の職員・従業員は前年より1万人増、非正規は26万人増
- 無期の契約は7万人減、有期は19万人増（女性の有期と非正規との差は600万人を超える）

④ 毎月勤労統計（厚生労働省）からわかること——確報にみる過去 20 年間の推移

○ 小嶋 [2020] 345 頁以下「毎勤統計を読み解く——つくられたイメージ」

1 1 年前との比較からわかること——鵜呑みにできない速報値

速報は各紙が一斉に記事にするものの、確報となると見向きもしない。厚生労働省の毎月勤労統計調査（毎勤統計）をめぐるマスコミ報道には、そんな特徴がある。

毎勤統計は、「常用労働者」5人以上の事業所を対象として、賃金、労働時間および雇用の変動を調査することを目的とする。ここにいう「常用労働者」とは、①期間を定めずに雇われている者、または②1か月以上の期間を定めて雇われている者、のいずれかに該当する者を指す。

例えば、2019年10月8日に同年8月の毎勤統計の調査結果（速報）が公表されたときは、（常用）労働者1人当たりの現金給与総額（所定内・所定外の定期給与のほか、一時金等の特別給与を含む）が1年前との比較、つまり前年同月比で0.2%減少し、2か月連続で減少したことを主な内容とする記事が多かった。

また、それからさらに1か月を経た11月8日に公表された9月の調査結果（速報）については、この労働者1人当たりの現金給与総額が前年同月比で0.8%増加し、3か月ぶりのプラスとなったことが、共通して報じられた。

確かに、プレスリリース資料には、その旨の記述がある。だが、表1-1（11頁）をみてもわかるように、前年の速報値との間で比較を行った場合、2019年8月における労働者1人当たりの現金給与総額は0.03%減、9月のそれは1.0%増となる。

とはいえ、表1-2（11頁）のように、確報値を用いて比較すると、2019年9月における労働者1人当たりの現金給与総額こそ速報値の報道発表資料と同じ0.8%増となるとはいえ、8月のそれも0.2%増となり、0.2%減とした上記の報道発表資料やこれを前提とした報道とは、プラス・マイナスまでが入れ替わってしまう。

2019年1月に30人以上規模の事業所の標本の部分入替えを行ったとはいえ、速報値と確報値の違いをこうした事情によって説明することには無理がある。

速報値と確報値の間に、実際にも相当大きな差異がある理由は何か。——統計の素人には不可能を強いるものとしか思えない——全数調査を云々する前に、こうした素朴な疑問に答える（問い質す）ことも、マスコミの重要な使命といえよう。

とはいえものの、1年前のデータとの比較を行ったにすぎない表1-1 & 1-2からも、次のようなファクトは読み取ることができる。

- ① 労働者は増加し、労働時間は減少する傾向にある。
- ② 労働時間が減少すれば、1時間当たりの賃金は増える。
- ③ 労働者が増加しても、労働時間が減少すれば、労働投入量は増えない。

以下、20年間というより長期にわたる毎勤統計（確報）の時系列データをもとにこのことを確認してみたい。

2 変化に乏しい一般労働者、大きく変わったパートタイム労働者

毎勤統計では、「常用労働者」を「一般労働者」と「パートタイム労働者」に分けて、調査が行われている。

ここにいう「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち、

- (1) 1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
- (2) 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者 のいずれかに該当する者をいう。

その定義は、パートタイム労働法2条に定める「短時間労働者」の定義（注1）に近い。そして、「一般労働者」とは、「常用労働者」のうち、このような「パートタイム労働者」以外の者をいう。

表2（12頁）によると、この20年間に労働時間は着実に減少。2018年度には、常用労働者1人当たりの年間総実労働時間が、ついに1700時間をわずかにせよ下回る（1696.8時間）ものとなる。

この間に、月間出勤日数が2日近く減少したことが、その背景にはある（1998年度を100.0とした場合の2018年度の比率は、労働時間（91.1）、出勤日数（91.5）ともに、ほぼ同水準にある）。

しかし、表3（12頁）にみるように、一般労働者に対象を限ると、労働時間も出勤日数もあまり変わっていない。1人当たりの年間総実労働時間は、この20年間で6時間減少したにすぎず、相変わらず2000時間の台（2018年度は2004.0時間）をキープしている。月間出勤日数にしても、この間の減少日数は、わずか0.6日（2018年度は20.0日）にとどまっている。

このような一般労働者の動きとは対照的に、表4（12頁）にみるように、パートタイム労働者1人当たりの年間総実労働時間は、過去20年間に127.2時間も減少し、今や1020時間を下回る（2018年度は1018.8時間）ものとなっている。月間出勤日数も、この間に2日以上減り、15日を割る（2018は14.7日）に至っている。

さらに、この20年間に、一般労働者の数はほとんど変化をみなかった（2018年度は24万2000人減の3447万4000人）のに対して、パートタイム労働者の数は倍増（2018年度は842万2000人増の1557万8000人）。その結果、パートタイム労働者の動向が、常用労働者全体の変化を実質的に左右することになった。

他方、常用労働者全体でみると、表2にあるように、1か月当たりの現金給与総額は、この20年間に——労働時間の減少を上回る勢いで——1割以上も減少している。1時間当たりの給与額も、ようやく底を打ったとはいえ、今日なお20年前の水準を回復するには至っていない。こう書くと、労働者の賃金が全体として下がっているようにみえるが、表3や表4を一瞥してもわかるように、一般労働者、パートタイム労働者ともに、1時間当たりの給与額をとっても、1か月当たりの現金給与総額をとっても、その額は実際には減っていない。

なるほど、賃金が増えたといっても、表3にみるように、一般労働者の場合、この20年間の賃金増加率は、1か月当たりの現金給与総額が1.3%（2018年度は42万3355円）、1時間当たりの給与額も1.8%（2018年度は2535.1円）と、文字どおりの微増にとどまる。

これに対して、表4にみるように、パートタイム労働者の場合には、この間の増加率が、1か月当たりの現金給与総額で6.0%（2018年度は9万9813円）、1時間当たりの給与額では19.3%（2018年度は1175.7円）と、一般労働者の増加率を大幅に上回るものとなった。

ただ、このように、パートタイム労働者の場合、1か月当たりの現金給与総額は依然として10万円を下回っており、この20年間における労働者の増加がもたらしたこのようなパートタイム労働者の増加（その増加規模は800万人を優に超える）によるものであったため、常用労働者全体としては、1か月当たりの現金給与総額が1割以上の減少をみる結果となった。

だとすると、常用労働者全体の数値をもとに、1か月当たりの現金給与総額が増えた減ったと、1でみたように報道すること自体に意味はないともいえる。このような報道が伝えるのは、つくられたイメージでしかない。

3 目の前にある現実——労働投入量が増えなければ、GDPも増えない

労働者数の増加が労働投入量（マンアワー：「労働者数」×「1人当たりの年間総実労働時間数」）の増加に、ダイレクトに結びつかない。わが国は今、そうした問題のある状況に直面している。

例えば、この20年間に、常用労働者数は2割近く増えている（19.5%増）ものの、労働投入量は1割も増えていない（8.9%増）。言い換えれば、労働投入量の増加率は、常用労働者数の増加率の半分にも満たないのが現状となっている（表2）。

なかでも一般労働者の場合、「労働者数」そのものがわずかながら減少した（0.7%減）ことに加え、「1人当たりの年間総実労働時間数」も減少をみた（0.3%減）ため、その積で表される労働投入量が1.0%減少するというより深刻な状況にある（表3）。

他方、パートタイム労働者の場合、その数が2倍以上に増加した（117.7%増）にもかかわらず、一方で「1人当たりの年間総実労働時間数」が大幅に減少した（11.1%減）ために、労働投入量の伸びは、倍増にはいま一步届かないレベル（93.5%増）にとどまっている（表4）。

1か月当たりの賃金は、10万円以内に抑える。時間給が上がれば、その分、出勤日数を減らす。パートタイム労働者の長期時系列統計（表4）からは、そんなパートタイム労働者の行動パターンが浮かび上がってくる。

パートタイム労働者、特にその中心に位置する主婦パートにとっては、このような行動パターンも、所得税や社会保険料の負担、扶養手当の受給といった諸々の問題を考慮すると、あるいは合理的で賢明な選択といえるかもしれない。

だが、理想論であることを承知の上でいえば、そうした問題を念頭に置かざるを得ない現状にこそ、本来はメスを入れるべきであろう。

2019年9月の「労働力調査（基本集計）」の結果においては、確かにそのポイントが次のように記されている。

- ・ 就業者数は6768万人。前年同月に比べ53万人の増加。81か月連続の増加
- ・ 雇用者数は6017万人。前年同月に比べ51万人の増加。81か月連続の増加

81か月といえば、第2次安倍晋三内閣の発足（2012年12月26日）直後から、就業者数や雇用者数は連続して増加しているという計算になる（注2）。

しかし、前述したように、雇用者数（労働者数）の増加は、必ずしも労働投入量の増加を意味するものではない。

表1-2でみたように、毎勤統計（確報）によれば、2019年9月までの1年間に、常用労働者数は1.7%増加したにもかかわらず、労働投入量の伸びは1.0%にとどまっている（なお、毎勤統計における常用労働者数の増加（84万人）は、労働力調査における雇用者数の増加（51万人）をなぜか上回っているものの、ここでは問題にしない）。

このように、労働投入量が増えなければ、GDPも増加しない。両者がこうした関係にあることは、常識の範疇に属する。時間単価は上がっても、月収や年収が増えなければ、消費も伸びず、GDPも増えないという問題も一方にはある（注3）。

名目GDP600兆円の達成を安倍内閣は目標として掲げているが、このような状況では、その実現も覚束ない。

注1 パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）2条は、「短時間労働者」を次のように定義している（2020年4月1日に施行されたパート・有期雇用労働法（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律）2条1項に同じ）。

（定義）

第2条 この法律において「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者（略）の1週間の所定労働時間に比し短い労働者をいう。

注2 2019年10月の「労働力調査（基本集計）」においては、以下にみるように、就業者数、雇用者数ともに、82か月連続の増加を記録するものとなった。とはいえ、同月分の毎勤統計（確報）の結果は、12月下旬にならないと公表されないため、ここでは、同年9月の「労働力調査（基本集計）」の結果に基づいて記述を行っている（なお、就業者数も雇用者数も、2020年3月まで（87か月連続）、増加が続いた）。

- ・ 就業者数は6787万人。前年同月に比べ62万人の増加。82か月連続の増加
- ・ 雇用者数は6046万人。前年同月に比べ50万人の増加。82か月連続の増加

注3 この意味で、最低賃金の引上げによって消費が拡大するという論理は、韓国の失敗を俟つまでもなく、あまりにも皮相な考え方といえよう。なお、わが国における最低賃金の額（地域別最低賃金の全国加重平均額）は、過去20年余りの間に4割近くも上昇している（1998年度の649円が、2021年度には、38.8%増の901円にアップ）。

- 小嶋 [2014] 労働法の「常識」は現場の「非常識」——程良い規制を求めて
(中央経済社、2014年10月)
- 小嶋 [2015] 労働法改革は現場に学べ！——これからの雇用・労働法制
(労働新聞社、2015年08月)
- 小嶋 [2020] 現場からみた労働法2——雇用社会の現状をどう読み解くか
(ジアース教育新社、2020年11月)

表1-1 過去1年間における常用労働者の就労状況の推移(速報)

	A 総実労働時間/月		B 労働者数(千人)		労働投入量(A×B)		現金給与総額/月		1時間当たりの給与額									
	2018年8月	2019年8月	2018年9月	2019年9月	2018年8月	2019年8月	2018年9月	2019年9月	2018年8月	2019年8月								
	140.1	136.0	100.0	97.1	50,221	50,999	100.0	101.5	7,035,962	6,935,864	100.0	98.6	276,366	276,296	1972.6	2031.6	100.0	103.0
	139.3	138.3	100.0	99.3	50,231	51,045	100.0	101.6	6,997,178	7,059,524	100.0	100.9	270,256	272,937	1940.1	1973.5	100.0	101.7

表1-2 過去1年間における常用労働者の就労状況の推移(確報)

	A 総実労働時間/月		B 労働者数(千人)		労働投入量(A×B)		現金給与総額/月		1時間当たりの給与額									
	2018年8月	2019年8月	2018年9月	2019年9月	2018年8月	2019年8月	2018年9月	2019年9月	2018年8月	2019年8月								
	140.0	135.8	100.0	97.0	50,253	50,980	100.0	101.4	7,035,420	6,923,084	100.0	98.4	276,123	276,699	1972.3	2037.5	100.0	103.3
	139.1	138.2	100.0	99.4	50,230	51,070	100.0	101.7	6,986,993	7,057,874	100.0	101.0	269,656	271,945	1938.6	1967.8	100.0	101.5

出所)厚生労働省「毎月勤労統計調査」(事業所規模5人以上、産業計)

表2 1998年度以降における常用労働者の就労状況の推移

	総実労働時間/月		A 年間総実労働時間	B 労働者数(千人)		労働投入量(A×B)		月間出勤日数		現金給与総額/月		1時間当たりの給与額		最低賃金(全国加重平均)				
	2018年8月	2019年8月		2018年9月	2019年9月	2018年8月	2019年8月	2018年9月	2019年9月	2018年8月	2019年8月	2018年9月	2019年9月	2018年8月	2019年8月			
1998年度	155.2	153.8	1,862.4	100.0	41,871	43,515	100.0	103.9	20.0	100.0	362,743	354,169	100.0	97.6	2337.3	98.5	649	100.0
1999年度	153.8	153.8	1,845.6	99.1	43,515	43,448	103.0	103.8	19.9	99.5	354,169	355,572	97.6	98.0	2302.8	98.9	654	100.8
2000年度	153.8	152.6	1,845.6	98.3	43,448	43,340	103.5	103.5	19.8	99.0	355,572	350,009	98.0	96.5	2311.9	98.1	659	101.5
2001年度	152.6	152.2	1,831.2	98.1	43,055	43,055	102.8	102.8	19.8	99.0	350,009	343,120	96.5	94.6	2293.6	96.5	663	102.2
2002年度	152.2	152.7	1,826.4	98.4	42,839	42,839	102.3	102.3	19.8	99.0	343,120	339,471	94.6	93.6	2254.4	95.1	663	102.2
2003年度	152.7	150.7	1,832.4	97.1	42,881	42,881	102.4	102.4	19.8	98.0	339,471	332,805	93.6	91.7	2223.1	94.5	664	102.3
2004年度	150.7	150.6	1,808.4	97.0	43,149	43,149	103.1	103.1	19.5	97.5	332,805	334,991	91.7	92.3	2208.4	95.2	665	102.5
2005年度	150.6	150.8	1,807.2	97.2	43,702	43,702	104.4	104.4	19.5	97.5	334,991	334,374	92.3	92.2	2224.4	94.9	668	102.9
2006年度	150.8	150.6	1,809.6	97.0	44,484	44,484	106.2	106.2	19.4	97.0	334,374	331,077	92.2	91.3	2217.3	94.1	673	103.7
2007年度	150.6	147.9	1,807.2	95.3	44,775	44,775	106.9	106.9	19.4	96.0	331,077	328,990	91.3	90.7	2198.4	94.1	687	105.9
2008年度	147.9	144.9	1,774.8	93.4	43,996	43,996	105.1	105.1	19.2	96.0	328,990	315,311	90.7	86.9	2224.4	93.1	703	108.3
2009年度	144.9	146.1	1,738.8	94.1	44,230	44,230	105.6	105.6	18.9	94.5	315,311	317,307	86.9	87.5	2176.1	92.9	713	109.9
2010年度	146.1	146.3	1,753.2	94.3	44,751	44,751	106.9	106.9	19.0	95.0	317,307	316,319	87.5	87.2	2171.8	92.5	730	112.5
2011年度	146.3	145.9	1,755.6	94.0	45,816	45,816	109.4	109.4	19.0	95.0	316,319	313,695	87.2	86.5	2162.1	92.5	737	113.6
2012年度	145.9	145.7	1,750.8	93.9	46,265	46,265	110.5	110.5	19.0	94.5	313,695	313,995	86.5	86.6	2150.1	92.2	749	115.4
2013年度	145.7	145.2	1,748.4	93.6	47,032	47,032	112.3	112.3	18.9	94.0	313,995	315,984	86.6	87.1	2155.1	92.2	764	117.7
2014年度	145.2	144.5	1,742.4	93.1	48,015	48,015	114.7	114.7	18.8	94.0	315,984	314,089	87.1	86.6	2176.2	93.1	780	120.2
2015年度	144.5	143.3	1,734.0	92.3	49,044	49,044	117.1	117.1	18.7	93.5	314,089	315,452	86.6	87.0	2173.6	93.0	798	123.0
2016年度	143.3	143.0	1,719.6	92.1	50,095	50,095	119.6	119.6	18.5	92.5	315,452	317,844	87.0	87.6	2201.3	94.2	823	126.8
2017年度	143.0	141.4	1,716.0	91.1	50,052	50,052	119.5	119.5	18.5	92.5	317,844	322,692	87.6	89.0	2222.7	95.1	848	130.7
2018年度	141.4	138.8	1,696.8	89.4	51,021	51,021	121.9	121.9	18.3	91.5	322,692	322,837	89.0	89.0	2282.1	97.6	874	134.7
2019年度	138.8	134.6	1,665.6	86.7	51,382	51,382	122.7	122.7	18.0	88.0	322,837	318,081	89.0	87.7	2325.9	99.5	901	138.8
2020年度	134.6	136.0	1,615.2	87.6	51,714	51,714	123.5	123.5	17.6	88.5	318,081	320,604	87.7	88.4	2363.2	101.1	902	139.0
2021年度	136.0		1,632.0	87.6	51,714	51,714	123.5	123.5	17.7	88.5	320,604		88.4	100.9	2357.4		930	143.3

出所)厚生労働省「毎月勤労統計調査」(年度平均、確報)(事業所規模5人以上、産業計)

表3 1998年度以降における一般労働者の就労状況の推移

	総実労働時間／月	A 年間総実労働時間	B 労働者数(千人)	労働投入量(A×B)		月間出勤日数		現金給与総額／月		1時間当たりの給与額		最低賃金(全国加重平均)			
1998年度	167.5	2,010.0	100.0	34,716	100.0	69,779,160,000	100.0	20.6	100.0	417,994	100.0	2495.5	100.0	649	100.0
1999年度	168.0	2,016.0	100.3	34,955	100.7	70,469,280,000	101.0	20.6	100.0	417,916	100.0	2487.6	99.7	654	100.8
2000年度	168.4	2,020.8	100.5	34,566	99.6	69,850,972,800	100.1	20.6	100.0	422,389	101.1	2508.2	100.5	659	101.5
2001年度	167.8	2,013.6	100.2	34,156	98.4	68,776,521,600	98.6	20.6	100.0	418,755	100.2	2495.6	100.0	663	102.2
2002年度	168.4	2,020.8	100.5	33,543	96.6	67,783,694,400	97.1	20.6	100.0	413,823	99.0	2457.4	98.5	663	102.2
2003年度	169.7	2,036.4	101.3	32,884	94.7	66,964,977,600	96.0	20.7	100.5	413,573	98.9	2437.1	97.7	664	102.3
2004年度	169.4	2,032.8	101.1	32,014	92.2	65,078,059,200	93.3	20.5	99.5	413,757	99.0	2442.5	97.9	665	102.5
2005年度	169.3	2,031.6	101.1	32,202	92.8	65,421,583,200	93.8	20.5	99.5	416,584	99.7	2460.6	98.6	668	102.9
2006年度	170.1	2,041.2	101.6	32,515	93.7	66,369,618,000	95.1	20.5	99.5	416,625	99.7	2449.3	98.1	673	103.7
2007年度	170.5	2,046.0	101.8	32,872	94.7	67,256,112,000	96.4	20.5	99.5	414,280	99.1	2429.8	97.4	687	105.9
2008年度	167.9	2,014.8	100.2	32,962	94.9	66,411,837,600	95.2	20.3	98.5	412,548	98.7	2457.1	98.5	703	108.3
2009年度	165.5	1,986.0	98.8	31,926	92.0	63,405,036,000	90.9	20.1	97.6	398,652	95.4	2408.8	96.5	713	109.9
2010年度	167.3	2,007.6	99.9	31,859	91.8	63,960,128,400	91.7	20.2	98.1	403,314	96.5	2410.7	96.6	730	112.5
2011年度	168.0	2,016.0	100.3	32,093	92.4	64,699,488,000	92.7	20.3	98.5	403,077	96.4	2399.3	96.1	737	113.6
2012年度	168.1	2,017.2	100.4	32,542	93.7	65,643,722,400	94.1	20.3	98.5	402,105	96.2	2392.1	95.9	749	115.4
2013年度	168.5	2,022.0	100.6	32,601	93.9	65,919,222,000	94.5	20.3	98.5	404,976	96.9	2403.4	96.3	764	117.7
2014年度	168.8	2,025.6	100.8	32,921	94.8	66,684,777,600	95.6	20.2	98.1	409,709	98.0	2427.2	97.3	780	120.2
2015年度	169.1	2,029.2	101.0	33,352	96.1	67,677,878,400	97.0	20.2	98.1	409,063	97.9	2419.1	96.9	798	123.0
2016年度	168.3	2,019.6	100.5	33,968	97.8	68,601,772,800	98.3	20.1	97.6	412,130	98.6	2448.8	98.1	823	126.8
2017年度	168.3	2,019.6	100.5	34,677	99.9	70,033,669,200	100.4	20.1	97.6	415,251	99.3	2467.3	98.9	848	130.7
2018年度	167.0	2,004.0	99.7	34,474	99.3	69,085,896,000	99.0	20.0	97.1	423,355	101.3	2535.1	101.6	874	134.7
2019年度	164.5	1,974.0	98.2	34,944	100.7	68,979,456,000	98.9	19.7	95.6	425,342	101.8	2585.7	103.6	901	138.8
2020年度	159.8	1,917.6	95.4	35,447	102.1	67,973,167,200	97.4	19.3	93.7	416,570	99.7	2606.8	104.5	902	139.0
2021年度	162.0	1,944.0	96.7	35,523	102.3	69,056,712,000	99.0	19.5	94.7	421,092	100.7	2599.3	104.2	930	143.3
出所)厚生労働省「毎月勤労統計調査(年度平均、確報)」(事業所規模5人以上、産業計)														961	148.1

表4 1998年度以降におけるパートタイム労働者の就労状況の推移

	総実労働時間／月	A 年間総実労働時間	B 労働者数(千人)	労働投入量(A×B)		月間出勤日数		現金給与総額／月		1時間当たりの給与額		最低賃金(全国加重平均)			
1998年度	95.5	1,146.0	100.0	7,156	100.0	8,200,776,000	100.0	17.0	100.0	94,124	100.0	985.6	100.0	649	100.0
1999年度	95.4	1,144.8	99.9	8,560	119.6	9,799,488,000	119.5	17.1	100.6	93,394	99.2	979.0	99.3	654	100.8
2000年度	97.3	1,167.6	101.9	8,882	124.1	10,370,623,200	126.5	17.1	100.6	95,071	101.0	977.1	99.1	659	101.5
2001年度	95.7	1,148.4	100.2	9,184	128.3	10,546,905,600	128.6	16.9	99.4	93,825	99.7	980.4	99.5	663	102.2
2002年度	95.2	1,142.4	99.7	9,513	132.9	10,867,651,200	132.5	16.9	99.4	93,329	99.2	980.3	99.5	663	102.2
2003年度	96.3	1,155.6	100.8	9,955	139.1	11,503,998,000	140.3	16.9	99.4	94,387	100.3	980.1	99.4	664	102.3
2004年度	95.5	1,146.0	100.0	10,868	151.9	12,454,728,000	151.9	16.8	98.8	94,067	99.9	985.0	99.9	665	102.5
2005年度	95.2	1,142.4	99.7	10,947	153.0	12,505,852,800	152.5	16.6	97.6	94,861	100.8	996.4	101.1	668	102.9
2006年度	94.5	1,134.0	99.0	11,187	156.3	12,686,058,000	154.7	16.5	97.1	95,167	101.1	1007.1	102.2	673	103.7
2007年度	93.8	1,125.6	98.2	11,612	162.3	13,070,467,200	159.4	16.4	96.5	95,445	101.4	1017.5	103.2	687	105.9
2008年度	91.7	1,100.4	96.0	11,812	165.1	12,997,924,800	158.5	16.0	94.1	95,568	101.5	1042.2	105.7	703	108.3
2009年度	90.3	1,083.6	94.6	12,070	168.7	13,079,052,000	159.5	15.8	92.9	94,832	100.8	1050.2	106.6	713	109.9
2010年度	91.2	1,094.4	95.5	12,371	172.9	13,538,822,400	165.1	15.9	93.5	95,781	101.8	1050.2	106.6	730	112.5
2011年度	91.4	1,096.8	95.7	12,658	176.9	13,883,294,400	169.3	15.9	93.5	96,209	102.2	1052.6	106.8	737	113.6
2012年度	91.6	1,099.2	95.9	13,274	185.5	14,590,780,800	177.9	15.8	92.9	96,824	102.9	1057.0	107.2	749	115.4
2013年度	91.0	1,092.0	95.3	13,664	190.9	14,921,088,000	181.9	15.6	91.8	96,825	102.9	1064.0	108.0	764	117.7
2014年度	90.1	1,081.2	94.3	14,111	197.2	15,256,813,200	186.0	15.5	91.2	97,167	103.2	1078.4	109.4	780	120.2
2015年度	88.7	1,064.4	92.9	14,663	204.9	15,607,297,200	190.3	15.3	90.0	97,933	104.0	1104.1	112.0	798	123.0
2016年度	86.8	1,041.6	90.9	15,076	210.7	15,703,161,600	191.5	15.0	88.2	97,526	103.6	1123.6	114.0	823	126.8
2017年度	85.9	1,030.8	89.9	15,418	215.5	15,892,874,400	193.8	14.9	87.6	98,656	104.8	1148.5	116.5	848	130.7
2018年度	84.9	1,018.8	88.9	15,578	217.7	15,870,866,400	193.5	14.7	86.5	99,813	106.0	1175.7	119.3	874	134.7
2019年度	82.8	993.6	86.7	16,077	224.7	15,974,107,200	194.8	14.3	84.1	99,958	106.2	1207.2	122.5	901	138.8
2020年度	78.6	943.2	82.3	15,935	222.7	15,029,892,000	183.3	13.8	81.2	99,083	105.3	1260.6	127.9	902	139.0
2021年度	78.8	945.6	82.5	16,191	226.3	15,310,209,600	186.7	13.9	81.8	99,971	106.2	1268.7	128.7	930	143.3
出所)厚生労働省「毎月勤労統計調査(年度平均、確報)」(事業所規模5人以上、産業計)														961	148.1

⑤ 高齢者雇用状況等報告（厚生労働省）からわかること——2022年6月1日現在
集計対象： 常時雇用する労働者が21人以上の企業（規模301人以上：大企業）

- 高齢者雇用確保措置の内訳
定年制の廃止（3.9%）、定年の引上げ（25.5%）、継続雇用制度の導入（70.6%）
継続雇用制度導入企業中、経過措置（2025年3月まで）適用（対象者を限定する基準のある）企業は17.0%（大企業35.0%、中小企業15.4%）
- 65歳定年企業は22.2%（中小企業22.8%、大企業15.3%）
31人以上の企業に限ると21.1%（5年前（2017年）は15.3%）
- 70歳までの高齢者就業確保措置（努力義務）の実施状況
実施済み企業は27.9%（中小企業28.5%、大企業20.4%）
内訳： 定年制の廃止（3.9%）、定年の引上げ（2.1%）
継続雇用制度の導入（21.8%）、創業支援等措置の導入（0.1%）

⑥ 2022年度労働条件調査（日本労働組合総連合会）からわかること——6月調査

『れんごう政策資料』262号（2023年1月25日）

調査対象： 連合の登録組合975組合（うち主要組合427組合）

うち792組合（主要組合360組合）が回答

- 定年 60歳72.2%（87.1%）、61～64歳3.8%（3.0%）、65歳24.1%（9.6%）
（ ）内は5年前（2017年）の数値
- 継続雇用制度 上限年齢： 65歳89.5%、66～69歳4.4%、70歳以上4.4%
有期契約が大半（94.9%）、その大部分（86.1%）が1年契約
- 経過措置に基づく対象者の限定企業は39.2%
ただし、就業規則で解雇事由以外に契約を更新しない条件を定める企業も39.0%
ある。※ 高齢者雇用状況等報告でも調査事項には入っている（65歳未満「労使協定を締結せず就業規則等のみ」）
解雇事由以外の契約を更新しない条件
過去の人事考課が基準以下（50.0%）、過去の出勤率が基準以下（36.8%）
直近の健康診断の結果（81.6%）、その他（22.4%）
- 60歳超の仕事（2021年以降、定年延長のケースを含む）： 主要組合
 - ・ 仕事内容： 「同じ職場で同じ仕事」（78.8%）が最多（代表的なもの）
定年60歳超83.9% 定年60歳76.5%
 - ・ 役 職： 役職につかない 定年60歳超38.5% 定年60歳62.4%
 - ・ 労働時間： 「60歳までと同じ」（93.5%）が最多（代表的なもの）
定年60歳超94.5% 定年60歳93.1%

- ・ 月例賃金： 60歳までの 64.6%、定年 60歳超 77.4% 定年 60歳 59.7%
 - ・ 一時金： 「あり」が 83.7%、定年 60歳超 85.2% 定年 60歳 83.0%
 - ※ 「あり」の場合の支給水準
 - 60歳までの 56.5%、定年 60歳超 74.7% 定年 60歳 48.2%
 - ・ 年間賃金： 60歳までの 62.8%、定年 60歳超 76.4% 定年 60歳 56.6%
 - ・ 生活関連手当
 - (1) 家族手当 制度なし 23.0%、定年 60歳超 18.9% 定年 60歳 25.0%
対象外が 44.7%、定年 60歳超 18.9% 定年 60歳 56.9%
 - (2) 住宅手当 制度なし 41.5%、定年 60歳超 43.2% 定年 60歳 40.9%
対象外が 32.9%、定年 60歳超 12.2% 定年 60歳 42.8%
 - ・ 定期昇給 「なし」が 73.6%、定年 60歳超 52.3% 定年 60歳 81.5%
 - ・ ベア 「なし」が 53.0%、定年 60歳超 39.8% 定年 60歳 58.1%
- 70歳までの就業確保措置 継続雇用制度が 25.5%

【参考 1】

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（令和 3 年 4 月 1 日施行）

（高年齢者就業確保措置）

第 10 条の 2 定年（65 歳以上 70 歳未満のものに限る。以下この条において同じ。）の定めをしている事業主又は継続雇用制度（高年齢者を 70 歳以上まで引き続いて雇用する制度を除く。以下この項において同じ。）を導入している事業主は、その雇用する高年齢者（略）について、次に掲げる措置を講ずることにより、65 歳から 70 歳までの安定した雇用を確保するよう努めなければならない。ただし、当該事業主が、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合の、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の同意を厚生労働省令で定めるところにより得た創業支援等措置を講ずることにより、その雇用する高年齢者について、定年後等（定年後又は継続雇用制度の対象となる年齢の上限に達した後をいう。以下この条において同じ。）又は第 2 号の 65 歳以上継続雇用制度の対象となる年齢の上限に達した後 70 歳までの間の就業を確保する場合は、この限りでない。

- 一 当該定年の引上げ
 - 二 65 歳以上継続雇用制度（その雇用する高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後等も引き続いて雇用する制度をいう。以下、略）の導入
 - 三 当該定年の定め廃止 → 9 条 1 項に定める「高年齢者雇用確保措置」と同じ
- 2 前項の創業支援等措置は、次に掲げる措置をいう。
- 一 その雇用する高年齢者が希望するときは、当該高年齢者が新たに事業を開始する場合（厚生労働省令で定める場合を含む。）に、事業主が、当該事業を開始する当該高年齢者（厚生労働省令で定める者を含む。以下この号において「創業高年齢者等」という。）との間で、当該事業に係る委託契約その他の契約（労働契約を除き、当該委託契約その他の契約に基づき当該事業主が当該事業を開始する当該創業高年齢者等に金銭を支払うものに限る。）を締結し、当該契約に基づき当該高年齢者の就業を確保する措置

- 二 その雇用する高齢者が希望するときは、次に掲げる事業（ロ又はハの事業については、事業主と当該事業を実施する者との間で、当該事業を実施する者が当該高齢者に対して当該事業に従事する機会を提供することを約する契約を締結したものに限る。）について、当該事業を実施する者が、当該高齢者との間で、当該事業に係る委託契約その他の契約（労働契約を除き、当該委託契約その他の契約に基づき当該事業を実施する者が当該高齢者に金銭を支払うものに限る。）を締結し、当該契約に基づき当該高齢者の就業を確保する措置（前号に掲げる措置に該当するものを除く。）
- イ 当該事業主が実施する社会貢献事業（社会貢献活動その他不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする事業をいう。以下この号において同じ。）
- ロ 法人その他の団体が当該事業主から委託を受けて実施する社会貢献事業
- ハ 法人その他の団体が実施する社会貢献事業であつて、当該事業主が当該社会貢献事業の円滑な実施に必要な資金の提供その他の援助を行っているもの
- 3 略（他の事業主における継続雇用）
- 4 略（厚生労働大臣による指針の策定）
- 5 略（準用）

- 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」10条の2に定める「高齢者就業確保措置」は、現在のところ努力義務にとどまっている（ただし、厚生労働大臣から「高齢者就業確保措置」の実施について指導を受けたり、高齢者就業確保措置の実施に関する計画の作成を勧告される場合もある。同法10条の3を参照）ものの、将来義務化される可能性も十分にある。
- 「高齢者就業確保措置」に含まれる「創業支援等措置」は、大学教員にはなじまない。そこで、結局、70歳までの継続雇用を義務づけられる可能性が高い。なお、厚生労働大臣の定める「高齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針（令和2年10月30日厚生労働省告示第351号）は、以下にみるように、努力義務とは思えない内容を含むものとなっている。

第2-1 高齢者就業確保措置

(3) 対象者基準

- イ 高齢者就業確保措置を講ずることは、努力義務であることから、措置（定年の延長及び廃止を除く。）の対象となる高齢者に係る基準（以下「対象者基準」という。）を定めることも可能とすること。 → 義務化されると、対象者基準を設けることができなくなる？
- ロ 対象者基準の策定に当たっては、労使間で十分に協議の上、各企業等の実情に応じて定められることを想定しており、その内容については原則として労使に委ねられるものであり、当該対象者基準を設ける際には、過半数労働組合等の同意を得ることが望ましいこと。
- ただし、労使間で十分に協議の上で定められたものであっても、事業主が恣意的に高齢者を排除しようとするなど法の趣旨や、他の労働関係法令に反する又は公序良俗に反するものは認められないこと。

第 2 - 2 65 歳以上継続雇用制度

65 歳以上継続雇用制度を導入する場合には、次の (1) から (4) までの事項に留意すること。

- (1) ~ (3) 略 (他の事業主における継続雇用)
- (4) 心身の故障のため業務に堪えられないと認められること、勤務状況が著しく不良で引き続き従業員としての職責を果たし得ないこと等就業規則に定める解雇事由又は退職事由 (年齢に係るものを除く。以下同じ。) に該当する場合には、継続雇用しないことができること。

就業規則に定める解雇事由又は退職事由と同一の事由を、継続雇用しないことができる事由として、解雇や退職の規定とは別に、就業規則に定めることもできること。また、当該同一の事由について、65 歳以上継続雇用制度の円滑な実施のため、労使が協定を締結することができること。

ただし、継続雇用しないことについては、客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当であることが求められると考えられること。

※ (4) の内容は、「高齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針 (平成 24 年 11 月 9 日厚生労働省告示第 560 号)」第 2 - 2 「継続雇用制度」と、基本的に異ならない。つまり、努力義務規定と義務規定との間に違いはない。

【参考 2】

国家公務員の定年延長 (国家公務員法等の一部を改正する法律 (令和 3 年 6 月 11 日法律第 61 号、令和 5 年 4 月 1 日施行) による)。

- 定年延長 (改正後の国家公務員法、現行 81 条の 2 の改正規定)

(定年による退職)

第 81 条の 6 職員は、法律に別段の定めのある場合を除き、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日又は第 55 条第 1 項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日のいずれか早い日 (次条第 1 項及び第 2 項ただし書において「定年退職日」という。) に退職する。

- ② 前項の定年は、年齢 65 年とする。ただし、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢 65 年とすることが著しく不相当と認められる官職を占める医師及び歯科医師その他の職員として人事院規則で定める職員の定年は、65 年を超え 70 年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢とする。
- ③ 前 2 項の規定は、臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない官職を占める職員には適用しない。

- 定年年齢の段階的延長 (改正後の国家公務員法附則第 8 条)

令和 5 (2023) 年 4 月 1 日 ~ 令和 7 (2025) 年 3 月 31 日	61 歳
令和 7 (2025) 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 (2027) 年 3 月 31 日	62 歳
令和 9 (2027) 年 4 月 1 日 ~ 令和 11 (2029) 年 3 月 31 日	63 歳

令和 11 (2029) 年 4 月 1 日 ~ 令和 13 (2031) 年 3 月 31 日	64 歳
令和 13 (2031) 年 4 月 1 日 ~	65 歳

○ 給与の 3 割減額（一般職の職員の給与に関する法律 附則）

8 当分の間、職員の俸給月額、当該職員が 60 歳（略）に達した日後における最初の 4 月 1 日（略）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第 8 条第 3 項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第 4 項、第 5 項、第 7 項及び第 8 項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）とする。

※ 現行の再任用制度（国家公務員法）→ 民間とは異なる制度設計

（定年退職者等の再任用）

第 81 条の 4 任命権者は、第 81 条の 2 第 1 項の規定により退職した者……（以下「定年退職者等」という。）……を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する官職に採用することができる。（ただし書、略）

② 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、人事院規則の定めるところにより、1 年を超えない範囲内で更新することができる。

人事院規則 11—9（定年退職者等の再任用）

（任期の更新）

第 5 条 再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

2 略（職員の同意）

③ 前 2 項の規定による任期については、その末日は、その者が年齢 65 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日以前でなければならない。

第 81 条の 5 任命権者は、定年退職者等……を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の官職（略）に採用することができる。

② 前項の規定により採用された職員の任期については、前条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

③ 略

なお、改正後の国家公務員法は、現行定年年齢である 60 歳から定年退職日相当日までの期間を対象として、定年前再任用短時間勤務職員の任用について定める（60 条の 2）が、その「任期は、採用の日から定年退職日相当日までとする」（2 項）とされており、更新の問題は生じないものとなっている。

5 まとめにかえて——増加が予想される教員をめぐる紛争

⑦ データでみる学校とその現状（学校基本調査（文部科学省））

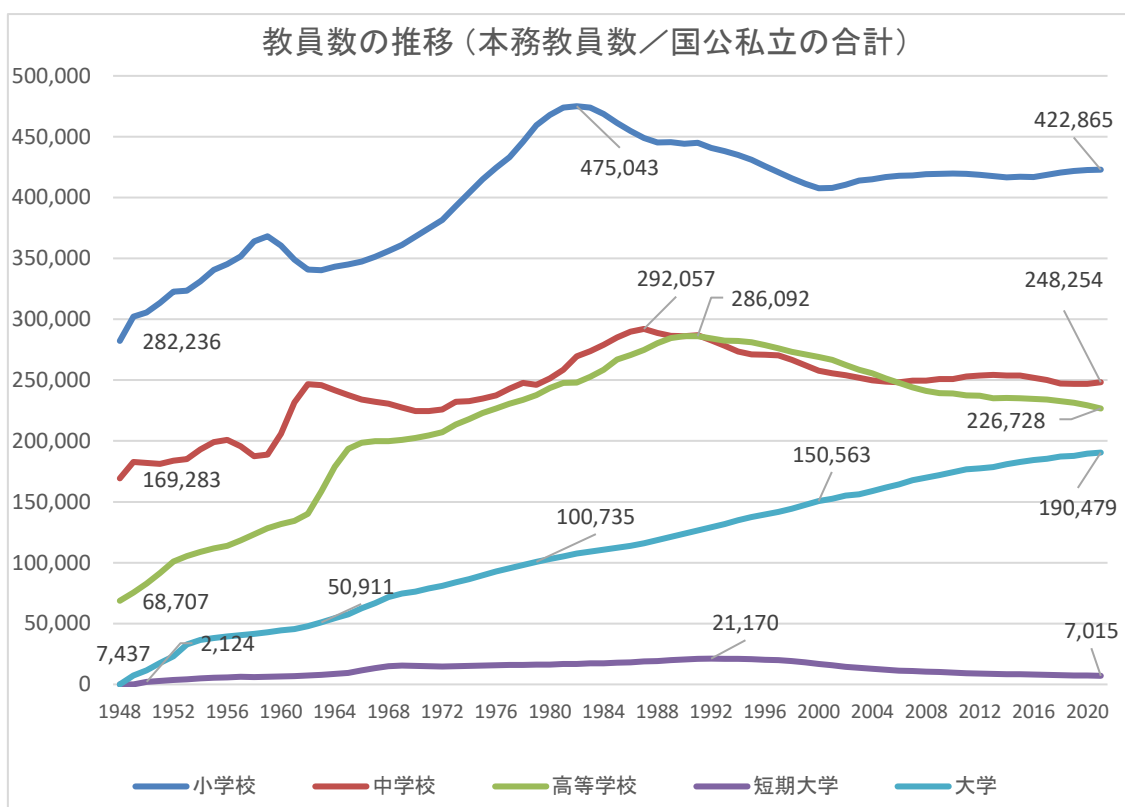
小学校の教員数のピークは、1982年。2021年には、ピーク時よりも52,178人減少している。

中学校の教員数のピークは、1987年。2021年には、ピーク時よりも43,803人減少している。

高等学校の教員数のピークは、1991年。2021年には、ピーク時よりも59,364人減少している。

短期大学の教員数のピークは、1992年。2021年には、ピーク時の3分の1にまで減少している。

こうしたなか、大学の本務教員数は今日まで右肩上がりが増え続け、2021年には、過去最多を記録。1948年の25倍以上にまで増加した。ただ、このような状況が今後とも続くとは考えられない。



⑧ 急速に進む少子化（人口動態統計／再掲）とその影響

出生数のピークは、1949年。団塊の世代を含め、1952年までは200万人台を維持。第2次ベビーブーマー世代となる1971年から1974年までも200万人台を記録した。その後、1984年には150万人を切り、2016年以降、100万人を下回るに至っている。

私立大学の多くが直面している定員割れの問題は、今後ますます深刻なものとならざるを得ない。

その結果、教員の人員整理や賃金・退職金等の引下げをめぐる紛争が増加することが予想される。

年	出生数	年	出生数	年	出生数
1947	2 678 792	1972	2 038 682	1997	1 191 665
1948	2 681 624	1973	2 091 983	1998	1 203 147
1949	2 696 638	1974	2 029 989	1999	1 177 669
1950	2 337 507	1975	1 901 440	2000	1 190 547
1951	2 137 689	1976	1 832 617	2001	1 170 662
1952	2 005 162	1977	1 755 100	2002	1 153 855
1953	1 868 040	1978	1 708 643	2003	1 123 610
1954	1 769 580	1979	1 642 580	2004	1 110 721
1955	1 730 692	1980	1 576 889	2005	1 062 530
1956	1 665 278	1981	1 529 455	2006	1 092 674
1957	1 566 713	1982	1 515 392	2007	1 089 818
1958	1 653 469	1983	1 508 687	2008	1 091 156
1959	1 626 088	1984	1 489 780	2009	1 070 036
1960	1 606 041	1985	1 431 577	2010	1 071 305
1961	1 589 372	1986	1 382 946	2011	1 050 807
1962	1 618 616	1987	1 346 658	2012	1 037 232
1963	1 659 521	1988	1 314 006	2013	1 029 817
1964	1 716 761	1989	1 246 802	2014	1 003 609
1965	1 823 697	1990	1 221 585	2015	1 005 721
1966	1 360 974	1991	1 223 245	2016	977 242
1967	1 935 647	1992	1 208 989	2017	946 146
1968	1 871 839	1993	1 188 282	2018	918 400
1969	1 889 815	1994	1 238 328	2019	865 239
1970	1 934 239	1995	1 187 064	2020	840 835
1971	2 000 973	1996	1 206 555	2021	811 622